

○いじめ防止基本方針

田園調布雙葉中学高等学校

I はじめに

1) いじめの定義

- ①生徒等に対して、一定の人間関係の中にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、当該行為の対象となった生徒が苦痛を感じているものをいう。
- ②個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場にたって行う。
- ③生徒はいじめを行ってはならない。

※一定の人間関係・・・

本校内におけるすべての人間関係（学年・クラス・部活動や生徒会活動をはじめとする特別活動・関わりを持つ仲間や集団のこと）のことをいう

※物理的・・・

金品をたかられたり、隠されたりすることなどを含む

※影響を与える行為・・・

文部科学省では「心理的または物理的な攻撃」としているが、「からかい」や「無視」といったいじめを読み込むために、この表記とし、幅広い規定とした。

※インターネット・・・

校内外における直接的行為以外に、パソコンやタブレット、携帯電話、スマートフォン等を用い、インターネット等の通信網を介して誹謗中傷やグループはずし等を行う行為も含む。

2) 本校における「いじめ」に対する認識

第1 いじめの基本認識

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには多様な様態があることを以下のように認識する。

- ①いじめは本校のどの生徒にも起こりうるものである
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない
- ③いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見解は間違っている
- ⑤いじめはその行為の様態により、暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する
- ⑥いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である
- ⑦いじめは家庭教育のあり方に大きく関わりをもっている
- ⑧いじめは学校、家庭などのすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となってその防止および解決に取り組むべき問題である

第2 いじめの具体的な様態 参考例

- ・ ひやかしやからかい、悪口、嫌なことを言われる
- ・ 身体、容姿について言われる
- ・ 仲間はずれ、無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品のたかり、要求、ねだりを受ける
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌な行為や恥ずかしい行為、危険な行為を受ける
- ・ 嫌な行為や恥ずかしい行為、危険な行為を強要される

特記：加害と被害という二者関係だけでなく、いじめの状況の「観衆」または「傍観者」となることも、一つの様態といえる

3) いじめ防止に向けて本校の考え方

「いじめは本校のどの生徒にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、家庭や関係機関と連携し、すべての生徒が安全で安心な学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸長することができるよう、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめのない学校づくりに全力で努めていく

4) 防止のための措置

- ①生徒が周囲の友人や教員と信頼し合える関係を持ち、安心・安全な学校生活を送ることができるよう援助支援していく
- ②規則正しい生活態度で授業や学校行事に意欲的に参加できるように、授業づくりや集団づくり、学校づくりを進めていく
- ③本校においてはいじめ防止基本方針の改善事項や新たな取り組みについては、定期的に検討し、体系的・計画的に取り組みを継続する

II いじめ防止基本方針

第1 いじめ防止基本方針の策定等

1 いじめ防止基本方針の策定

学校の基本方針は下記の事項について定める

- (1)いじめの防止
- (2)いじめの早期発見
- (3)いじめの対処
- (4)学校の基本方針の評価

2 「いじめ防止対策委員会」としての「生徒・保護者支援」の設置

(趣旨)

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「生徒・保護者支援」を設置する

(設置期間)

常設とする

(所掌事項)

本機関は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する

- ・いじめの防止等に関する取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成等に関すること
- ・いじめの相談、通報の窓口に関すること
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関わる情報の収集と記録、共有に関すること
- ・その他いじめの防止に関すること

第2 いじめの防止

1 いじめの防止を目的とした啓発活動

生徒、保護者に対して、教職員に対して、いじめの防止に対する理解を深めるために、啓発活動を行う。

- ・十分な保護者会の開催を確保し、内容の充実を図る
- ・刻々と変化するインターネット等通信網を介して行われるいじめ等、情報モラルに関する専門的知識を要する内容をテーマに講演会や研修会を設ける

2 心身ともに健全な学校生活をつくるための宗教教育および体験活動等の充実

- ・安心・安全な学校生活を送ることができるよう、環境の整備と集団生活の規律を確保する
- ・宗教教育を通して、自己肯定感をはぐくむと同時に、他者尊重、感謝の気持ちを高め、日々の人間関係において自己をコントロールする力を身につけさせる
- ・学級ホームルーム活動、総合学習、特別活動等を通じて、いのちの大切さについて考え、自分のいのちと他者のいのちの尊厳を守る意識を育てる
- ・すべての生徒が参加、活躍できる授業を工夫する
- ・発達段階に応じた友人関係、集団づくり、社会性の育成を行う

- ・基本的な集団生活の習慣と学習姿勢が身につく、主体的な活動を通して、安心感、所属感、充足感を感じ、自信を得られるよう支援する
- ・生徒が互いに尊重し合う関係作りについて主体的に考え、いじめ防止に向け、行動ができるよう働きかける
- ・教師の言動による影響力の大きさを理解し、適切な言動により生徒と人格的な交わりを持つ

3 教職員の資質向上に関わる措置

- ・教職員に対して、いじめの防止のために、校内研修等で、事例研究、わかちあいをを行い、教職員全体のいじめに対する理解を深め、指導の資質向上を図る
- ・生徒が自ら考え、学ぶ力を高める授業づくりを目指す

第3 いじめの早期発見

1 相談体制の整備

生徒、保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する

- ・保護者面談の十分な回数と時間を整備する
- ・生徒面談の十分な回数と時間を整備する
- ・公正な生徒リーダーの育成とリーダー会議(学年委員会・班長会議・クラス運営委員会等)により情報を共有する
- ・保健室・カウンセリングルームの充実を図る
- ・担任・学年会・保健室・「生徒・保護者支援」の連携を密にし、情報を共有する
- ・担任、担当者による連絡報告記録の活用を進める

2 定期的な調査とその他の必要な措置

生徒に対して、いじめ等の早期発見のために、生活アンケートを各学期に実施し、その結果に応じた措置を講じ、記録する

3 いじめの疑いのある事実を把握したときの措置

生徒、保護者および教職員等から、本校に在籍する生徒がいじめの状況にあると思われる報告を受けた場合、「生徒・保護者支援」を中心として速やかに事実の有無を確認し、状況の改善に尽くす

第4 いじめへの対処

1 事実の有無を確認するための措置

(1)事実の有無を確認するための措置

必要に応じ、連絡報告メモの使用や聞き取り調査等により、事実の有無の確認をするための措置（以下「調査」という）を行う

(2)学校長への報告

調査結果について学校長に報告する

2 いじめがあったことが確認された事案への措置

(1)いじめを受ける状況にある生徒への対応

- ・その担任、学年会、保健室、カウンセラー、「生徒・保護者支援」と連携し、できるだけ速やかに学級や友人の中に安心して復帰できるよう支援する
- ・支援段階における面談等の詳細な記録を保管する
- ・いじめ等の状況にあり、学校において教育的配慮が必要な生徒の活動場所を確保する

(2)いじめの背景にある環境・人物への対処

・いじめの背景となる環境、人物への働きかけ、いじめをやめさせ、その再発を防止するために当該生徒とその保護者に対して助言、指導、支援をする。

(3)保護者間での情報の共有等

いじめを受けた生徒といじめを行った生徒の保護者間でさらなる問題が発生しないよう、学校と保護者が事実に関わる情報を適切に共有するための措置を行う

(4)警察などの刑事司法機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署（スクールサポーター）と連携してその対応にあたる

3 重大事態への対処

(1)重大事態調査委員会の設置

（趣旨）

法に規定される重大事態が生じた場合、その対処及び重大事態と同種の事態の発生の防止のために、重大事態調査委員会を学校に設置する

（構成）

校長・教頭・第三者機関の担当者・その他の教職員等

（設置期間）

調査委員会は重大事態の発生ごとに設置する

（所掌事項）

調査委員会は、重大事態に関わる事実関係を明確にするために、調査を行う

(2) いじめを受けた生徒および保護者への対応

調査委員会における調査を行うときは、いじめを受けた生徒および保護者に対して、事実関係などの情報を適切に伝え、真摯に対応する

(3) 学校の設置者および東京都（私学部）への報告など

重大事態が発生したときおよび調査結果について速やかに学校の設置者および東京都（私学部）にその旨報告する。重大事態の対処について、必要に応じて、学校の設置者および東京都（私学部）と連携、協力して対応を行う。

4 いじめへの対処に関わる流れ

本校におけるいじめへの対処に関わる流れについて、別紙の通り定める

第5 学校の基本方針の評価

設置期間を中心として、全教職員より学校の基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しをはかる

【別紙】いじめへの対処に係る流れ

